

●香川県告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成26年5月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成26年2月17日	真鍋歯科医院	仲多度郡琴平町287番地
平成26年2月28日	やまね調剤薬局	木田郡三木町井戸字二条2365番地2
平成26年3月31日	医療法人社団幸正会 岩本内科医院	善通寺市弘田町899番地1
平成26年3月31日	綾循環器科内科医院	坂出市久米町1丁目16番30号
平成26年4月1日	あきやま歯科	坂出市室町1丁目2番23号